

8月1日から国民健康保険証が切り替わります



新しい保険証は薄い緑色です。

70歳以上の方の「高齢受給者証」と「保険証」が1枚にまとめられ、「保険証兼高齢受給者証」になります。

8月1日から切り替わる国民健康保険証は、7月下旬に簡易書留で世帯主あてに郵送します。

8月になっても保険証が届かないときは、お問い合わせください。

また、7月までお使いの国民健康保険証は8月以降にハサミで切るなどして、捨ててください。

加入・離脱届出（やめる）は14日以内に

国民健康保険の加入・離脱は、異動の日から14日以内に届出をしてください。

◆加入の届出が遅れると…

①加入資格を得た時点まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。

②届出をしない間の「保険証」を持っていない状態で病院を受診すると、一旦全額自己負担となります。

◆離脱届出（やめる）が遅れると…

①届出をするまで、保険税がかかり続けます。

②資格のない「保険証」を使って病院を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返していただく場合があります。

国民健康保険税の年税額について

7月中旬に国民健康保険加入世帯の世帯主あてに、保険税納税通知書を送付します。口座振替や年金から差し引かれる以外の方は、期限内の納付をお願いします。

税制度が改正されました

年度の最高限度額が3万円増額されました。

また、均等割額（一人当たりの税額）と平等割額（1世帯あたりの税額）が軽減される方の対象者が増えるなどの変更がされました。

問 届出や医療費に関すること 住民課 保険年金班 ☎(72)1113
国民健康保険税に関すること 税務課 住民税班 ☎(72)1114

国民年金保険料免除の申請について

収入の減少や失業などで国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

令和2年度の免除などの受付は令和2年7月1日から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

なお、過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分まで申請できます。

住民課保険年金班または日田年金事務所で手続きをしてください。

*申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除（3／4、半額、1／4）は配偶者と世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。

問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174
住民課 保険年金班 ☎(72)1113